

令和 2 年
10 月 7 日

編集・発行
桑折町総合政策課

ご利用ください！マイナンバーカード休日窓口

平日役場に来庁することが難しい人のために、毎月第 1 日曜日（原則）を開庁してマイナンバーカード関係業務を行います。

■開庁日時

令和 2 年 11 月 1 日（日）、12 月 13 日（日）
令和 3 年 1 月 10 日（日）、2 月 7 日（日）、
3 月 7 日（日） 9:00 ～ 12:00

※都合により変更になる場合は事前にお知らせします。

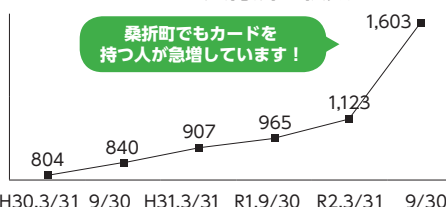
■場所 役場 1 階 税務住民課窓口

■取り扱いできる業務

マイナンバーカードの申請、交付、更新手続き

☎ 税務住民課 住民係 ☎ 582-2114

～カード交付済み枚数～



住民票等交付の 窓口延長

■日時 毎週木曜日（祝日除く）19:00 まで
■内容 住民票、戸籍、印鑑・税証明書等の交付、
マイナンバーカードの受け取り

★当日 17:00 までに税務住民課（☎ 582-2114）へご予約ください。



全町民対象にインフルエンザ予防接種一部助成

今年度は、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症が同時期に流行する恐れがあることから、全町民に一部助成を実施します。リスク回避のため接種を希望する人は、早めに指定医療機関で接種を行いましょう。

対象者	①接種時 65 歳以上の人 ②接種時 60 ～ 65 歳未満の人で、心臓・腎臓・呼吸器などに重い障害があり、身体障害者手帳 1 級相当の人	生後 6 か月～ 18 歳（高校 3 年生相当年齢）までの児童、妊婦	19 歳～ 64 歳の人 コロナ対策のため 今年度助成
期 間	10/15 ～ 12/28	10/1 ～ 12/28	11/1 ～ 12/28
自己負担 または 助成額	自己負担 1,400 円 (助成額 3,851 円)	助成額…接種費用のうち 1,000 円（初回分のみ）は町負担	助成額…接種費用のうち 1,000 円（初回分のみ）は町負担
持ち物	・健康保険証 (年齢確認のため) ・自己負担金	・健康保険証 ・母子手帳 ・子ども医療受給者証 (住所確認のため) ・自己負担金	・健康保険証 ※ <u>予診票は指定医療機関に備え付けてあります。</u> (9/16 付けお知らせ版で掲載しました、予診票の事前配布は行いませんのでご了承ください。) ・自己負担金
実施医療機関	県内の指定医療機関（主に内科系医療機関）、要予約	伊達郡・伊達市・福島市の指定医療機関（要予約）	伊達郡・伊達市・福島市の指定医療機関（要予約）
問い合わせ	健康福祉課 健康増進係 ☎ 582-1133	健康福祉課 子育て支援係 ☎ 582-1133	健康福祉課 健康増進係 ☎ 582-1133

★指定医療機関以外で接種する場合（接種後に申請が必要です）

接種費用を全額自己負担して、償還払い（払い戻し）の申請をしてください。

■申請先 「やすらぎ園」健康福祉課 健康増進係または子育て支援係

■申請に必要なもの 予防接種費用助成償還申請書（健康福祉課窓口にあります）・領収証（原本）・予防接種済証（予防接種を行った証明書など）・通帳・印鑑

■請求期限 令和 3 年 1 月 31 日まで

電気・ワイヤーメッシュ柵で 自分の農地を守りませんか

有害鳥獣による農作物被害を防ぐには電気柵が最も有効です。町では、電気柵・ワイヤーメッシュ柵を設置する人に対し、その経費の一部を補助します。

補助を受ける場合は、電気柵などを設置する前に申請が必要になります。詳しくは下記までお問い合わせください。

■補助対象経費

電気柵およびワイヤーメッシュ柵設置に要する資材代

※ワイヤーメッシュ柵は、今年度から対象に変わりました。

■対象者

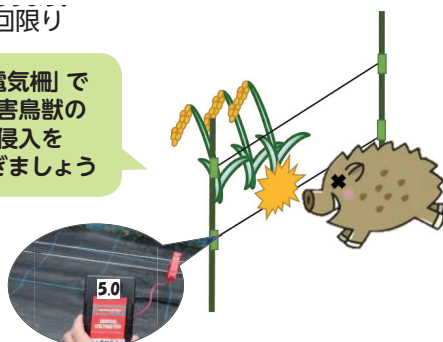
町内の農地を所有または耕作している町民

■補助金額 購入経費の2分の1以内の額
(上限50,000円)

■補助の制限

事業の補助を受ける人は同一年度内において
は1回限り

「電気柵」で
有害鳥獣の
侵入を
防ぎましょう



◆有害鳥獣追払い用花火を配布中！

サルなどの有害鳥獣を追払うための花火を
下記の場所で配布しています。

- ・JAふくしま未来
桑折営農センター
- ・伊達果実農協
- ・役場 産業振興課

配布
無料

◆クマに注意してください

全国的にクマによる事故や目撃事例が多発しています。桑折町でも目撃・出没情報が7月下旬から始め、9月下旬からさらに増加しています。

★詳しい出没場所（地図）や対策については、
本日配布のチラシをご確認ください。

【有害鳥獣実施隊捕獲状況】

(令和2年8～9月)

- ・イノシシ 5頭(南半田1、北半田4)
- ・クマ 2頭(成田1、平沢1)

固産業振興課 有害鳥獣対策係

☎ 582-2126

ぜひご利用ください 自動体温検知カメラ導入

新型コロナ対策として、役場庁舎正面玄関などに自動体温検知カメラを導入しました。カメラの前に立って顔を画面に向けるだけで体温（体表面温度）が測定できます。役場などにご来訪の際は、体温を測定し、体調管理にお役立てください。

固総務課 新庁舎整備室 ☎ 582-2111



令和3年度は 固定資産の評価替えの年度です

固定資産税の適正な課税のため、土地と家屋については、3年に一度評価額を見直す評価替えを実施しており、令和3年度は次のとおり評価替えを行います。

- ①国が定める固定資産評価基準に基づいて、評価を見直します。
- ②土砂災害特別警戒区域に指定されている土地について、その状況により評価額を見直します。
- ③東日本大震災により被害を受けた家屋に対する評価を、修繕状況に応じて見直します。

現在、震災により「全壊」「大規模半壊」「半壊」の判定を受けた家屋に対し、一定の補正率を適用していますが、修繕が進んでいる状況にあることから、修繕状況により評価額を見直します。つきましては、対象者へ「修繕状況調査」を送付しますので、回答にご協力ください。

固税務住民課 課税係 ☎ 582-2114

トラクターの盗難にご注意を！

トラクターの盗難被害が発生しているところがあります。大切な農機具が盗まれないよう未然に防止しましょう。

■今すぐのできる盗難防止対策

- ・トラクターを倉庫にしまう
- ・トラクターに鍵をかける
- ・作業者やトラクターに名札や目印をつける

固産業振興課 農林振興係 ☎ 582-2126



第45回桑折町文化祭

■日程 10月25日(日)

■場所 町民体育館

【総合展示】文連協加盟団体会員の展示

9:30～15:30(最終受付15:00)

【芸能・ダンス発表会】

文連協加盟団体会員の発表 10:00～

※来場時は上履きをお持ちください。

★新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、文化祭を中止する場合があります。

【ご来場の皆さんへ】

下記のとおり新型コロナウイルス対策をいたします。皆さんの健康、安全安心のため、ご理解とご協力をお願いします。

- ・来場時にはマスク着用をお願いします。
- ・平熱より体温が高い場合、風邪の症状がある場合は来場を控えてください。
- ・会場受付にて検温を実施します。37.5度以上の熱がある場合は入場できません。
- ・来場者全員に体調確認、氏名、連絡先などの個票記入をしていただきます。
- ・会場内での水分補給以外の飲食はできません。
- ・会場係員はマスク、フェイスシールド、手袋などの感染予防対策をします。

桑折町文化祭実行委員会(「イコーゼ!」内)

☎582-3129

桑折西山城ライブ2020

今週末、全国山城サミット桑折大会プレ大会「桑折西山城ライブ2020」を開催します。事前申し込みをしていない人も、「歴史散歩」以外は当日参加可能です。NHK番組でもおなじみの俳優高橋英樹さんと奈良大学千田嘉博教授の対談は必見。各地イベントで子どもたちに大人気の戦国ワークショップも、当日参加可能です。ぜひ親子でお越しください。
★天候の状況により、内容が変更または中止になる可能性があります。

■開催日 10月11日(日) 9:00～14:00

(受付開始8:45～) ※歴史散歩は16:00まで

■場所 ふれあい公園

■内容【戦国ステージ】

- ・半田祇園ばやし
- ・全国山城サミット誘致宣言
- ・伊達武将隊の演武
- ・スペシャル歴史トーク

【戦国ワークショップ】

- ・甲冑・缶バッチ・刀・万華鏡づくり
- ・本格甲冑体験(大人も子どもも体験できます。)
- ・たねむね様なりきりコーナー
- ・顔出し記念パネル撮影

【フードコーナー】町内の美味しい出店がたくさん。

岡生涯学習課 歴史文化係 ☎582-3129

高齢者大学『かやのき学園』 で学びましょう

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、かやのき学園の開講を見合わせていましたが、**11月以降、公開講座の形式で開催予定です。**

詳しい内容は、広報お知らせ版でその都度お伝えします。講話や製作、簡単な運動などを予定していますので、誘い合って、仲間と楽しく学びましょう。

岡生涯学習課 生涯学習係 ☎582-3129

桑折町防災訓練

今年は、伊達崎地区で、コロナ禍における避難所開設などを中心とした防災訓練を実施します。

※新型コロナ感染拡大防止のため、地区住民による避難訓練などは実施しません。参加しない皆さんは各家庭において、災害に備えた話し合いやハザードマップの確認をお願いします。

■日時 10月18日(日) 8:30～11:00

■会場 町民体育館

■主催 桑折町、伊達崎地区住民自治協議会

■訓練内容 避難所開設、受付、運営訓練、ヤフー防災アプリによる情報伝達訓練、気象台職員による防災に関する講演

岡生活環境課 危機管理係 ☎582-2111

10月の内部被ばく検査 (ホールボディカウンタ)

■検査日時 10月15日(木)、26日(日)

10:00～16:00

■検査場所 保健福祉センター「やすらぎ園」

■問い合わせ・予約先

健康福祉課 健康増進係 ☎582-1133

◎前日までに、電話予約をお願いします。

桑折町消防団検閲

■日時 10月18日(日) 13:30～

■場所 ふれあい公園

■内容 観閲 分列行進 通常点検 団長表彰

※雨天時は一部内容を中止します。

◆検閲のため打鐘します

■日時 10月18日(日) 7:30

■打鐘信号 ○—○○○(1点、3点)

岡生活環境課 危機管理係 ☎582-2111

施設など休止のお知らせ

下記の日程で施設利用を休止します。皆さまにはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

◆屋内遊び場

「桑折西山城ライブ 2020」開催のため屋内遊び場の利用を休止します。

【遊び場休止日程】 10月11日 終日

対象施設：ベビーズルーム（1階）

多目的プレイルーム（2階）

※屋内温水プールは通常通り利用できます。

なお、イベント開催に伴い、「イコーゼ！」周辺駐車場の一部が利用できません。施設東側駐車場（満車の場合は北側駐車場）をご利用ください。

◆屋内温水プール

温水プール点検および清掃のため、温水プールの利用を休止します。

【プール利用休止期間】

10月20日 〆～10月27日 〆

◆遊学館「よも～よ」

蔵書点検のため、臨時休館となります。図書の返却については、「よも～よ」玄関左下のブックポストをご利用ください。

【よも～よ臨時休館期間】

10月31日 〆～11月1日 〆

〆生涯学習課 生涯学習係 ☎ 582-3129

不正軽油撲滅強化月間

県では、10月を「不正軽油撲滅強化月間」と定め、関係団体と協力して、不正軽油の排除に取り組んでいます。

軽油に課税される軽油取引税を脱税する目的で、軽油に灯油や重油を混ぜるなどして製造される燃料、いわゆる「不正軽油」が正常な軽油と偽って販売、使用されている事例があります。この不正軽油は、悪質な脱税行為であり、環境汚染や不法投棄の問題のほか、公正な市場競争の阻害、さらには暴力団などの資金源にもつながります。

不正軽油の防止・撲滅には、県民の皆様のご協力と情報提供が欠かせません。不正軽油の情報提供については、下記までご連絡ください。

〆福島県 総務部 税務課

☎ 521-7205 FAX521-7905

✉ zeimu@pref.fukushima.lg.jp

県北地方振興局 県税部

☎ 521-2699 FAX521-2854

✉ kenpoku.kenzei@pref.fukushima.lg.jp

10/19 〆～25 〆「行政相談週間」

特設相談会で気軽に相談を！

■日時 10月21日 〆 10:00～12:00

■場所 「やすらぎ園」 集団検診室

【行政相談】

国・県・町の仕事に関して、苦情や困っていることや、要望したいことなどについて行政相談委員が相談に応じ、その解決をお手伝いします。

〆総合政策課 広報広聴係 ☎ 582-2115

【人権相談】

いじめや差別、虐待、ハラスメント、プライバシーの侵害など人権問題について、

人権擁護委員が相談をお受けします。

〆健康福祉課 福祉係 ☎ 582-1133

相談無料
申込不要

悪質な訪問販売業者に注意！

日中、自宅にいることの多い高齢者を悪質な訪問販売業者が狙っています。健康や暮らしへの不安に付け込んで、強引に契約させようといういろいろな手口で近づいてきます。あやしい電話や訪問があった場合、すぐに消費生活センターや役場にご相談ください。また、家族や身近にいる人で注意し合い、地域ぐるみで被害にあわないようにしましょう。

【悪質商法撃退の合言葉】 きっぱりと断りましょう
〇いりません！ 〇断ります！ 〇帰ってください！

■相談先 福島県消費生活センター

〒960-8043 福島市中町8-2(自治会館1階)

【相談専用電話】 ☎ 521-0999

(受付時間：月曜～金曜 9:00～18:30、毎月第4日曜 9:00～16:30、祝日、12/29～1/3を除く)

〆総合政策課 広報広聴係 ☎ 582-2115

第3回狩猟はじめてセミナー

狩猟および鳥獣被害対策に関心のある人を対象に、狩猟の魅力や方法について解説します。

■日時 11月14日 〆 13:00～16:15

■場所 郡山市労働福祉会館 3階大ホール

■対象 狩猟免許未取得で、今後取得を検討している、または狩猟に興味をお持ちの人

■講習内容

・座学講習（法制度と捕獲方法）

・わな設置講習

（くくりわな、箱わな設置管理のポイント）

・射撃講習（シュミレーターを用いた模擬射撃）

■申し込み 11月11日 〆まで

（定員30人になり次第締め切り）

■申し込み・問い合わせ

福島県 自然保護課 ☎ 521-7210

受講
無料

秋期水泳教室 参加者募集

1 成人向け『水中ウォーキング教室 (サーキット形式)』

水中自転車・トランポリンを使用したサーキットトレーニングです。足の筋肉増加に効果的です。

定員各 10 人、各コース全 8 回

■日時

【月曜朝コース】10:30～11:15

【月曜夜コース】19:00～19:45

11月2日～12月28日 ※11月23日休み

【木曜昼コース】13:45～14:30

【木曜夜コース】19:00～19:45

11月5日～12月24日

■受講料 各コース 4,000 円 (初回納入)

※別途プール料金がかかります。

2 成人向け『水泳教室』

クロール以外の種目にも挑戦してみたい人や、初心者でも OK です。

定員各 10 人、各コース全 8 回

■日時

【月曜昼コース】13:30～14:30

11月2日～12月28日 ※11月23日休み

【木曜朝コース】10:30～11:30

11月5日～12月24日

■受講料 各コース 4,000 円 (初回納入)

※別途プール料金がかかります。

■申し込み (全教室共通)

- ・「イコーゼ！」窓口で直接申し込んでください。※電話での申し込みはなし
- ・募集期間は、10月13日～10月26日までです。

■その他

- ・先着順ではありません。定員を超えた場合は抽選となる場合があります。
- ・成人・子ども向けともに町内在住者優先です。

3 小学生向け『子ども水泳教室』

定員各 20 人、各コース全 8 回

○小学生初級コース

けのび・バタ足・息つぎなしクロールを練習します。

■対象 1～4 年生

■日時

【木曜コース】16:00～17:00

11月5日～12月24日

【金曜コース】16:00～17:00

11月6日～12月25日

○小学生中級コース

クロールの息つぎを中心に練習します。

■対象 ビート板バタ足 25m 完泳者

■日時

【水曜コース】18:30～19:30

11月4日～12月23日

【金曜コース】18:30～19:30

11月6日～12月25日

■受講料 各コース 3,000 円 (初回納入)

4 幼稚園児向け『水慣れ教室』

水慣れ・もぐり・浮き身をしします。

定員各 20 人、各コース全 8 回

■対象 年中・年長の保育・幼稚園児

■日時

【水曜コース】16:00～17:00

11月4日～12月23日

【土曜コース】10:30～11:30

11月7日～12月26日

■受講料 各コース 3,000 円 (初回納入)

1 の成人向け『水中ウォーキング教室』は、1 回 500 円でお試し参加ができます。参加を悩んでいる人は、ぜひお試しください。

まずは試してみませんか？



問生涯学習課 生涯学習係 ☎ 582-3129

秋の全国火災予防運動

伊達地方消防組合からのお知らせです。秋の全国火災予防運動が 11 月 9 日～15 日までの期間実施されます。

これからますます寒くなり、暖房機器を使用する機会が増え、火災発生のリスクが高くなります。暖房機器の周囲には燃えやすいものを置かないなど、適切な使用方法を心掛けましょう。また、不測の事態に備え、住宅用火災警報器の再確認 (作動点検、未設置場所へ

の設置) をお願いします。火災の発生をいち早く教えてくれる心強い味方です。火災のない笑顔あふれる地域を共に築いていきましょう。

問伊達地方消防組合 消防本部・中央消防署
☎ 575-4101

<http://www.date119.jp>

◆火災・災害発生問い合わせはこちら
☎ 575-1119 (自動音声案内)



乳幼児健診のお知らせ

乳幼児健診について、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で実施します。

- ★測定時使用するバスタオルを1枚持参し、マスク着用で来園してください。
- ★9月から健康ポイントを導入しました。カードを持っている人は持参してください。
まだ持っていない人は当日お渡しします。

健診内容	月 日	受付時間	対象者	対象保護者向け	
4か月児健診	10月13日(火)	13:15～13:30	R2.5月生まれ	インボディ 測定★1	—
	11月5日(木)		R2.6月生まれ		
7か月児健診	10月13日(火)	13:00～13:15	R2.2月生まれ		尿検査★2
	11月5日(木)		R2.3月生まれ		
10・11か月児健診	10月20日(火)	13:00～13:30	R1.10・11月生まれ		
1歳6か月児健診	11月17日(火)	13:00～13:30	H31.3・4月生まれ		歯科検診★3

- *1 乳幼児健診対象児の保護者全員に、インボディ（体組成計）測定を実施します。
（ペースメーカー埋め込み者、妊婦を除く）
- *2 7か月児健康診査対象乳児の保護者に、尿中塩分測定検査を案内・実施しています。
- *3 1歳6か月児健康診査対象幼児の保護者に、歯科検診を実施しています。

■場所・問い合わせ 子育て世代包括支援センター「すくすく」（「やすらぎ園」内） ☎ 582-6045

フルタイム・パートタイム職員募集（会計年度任用職員）

■職種および採用予定人員、資格など

勤務地	職 種	人員	勤務時間など	資 格
醸芳 保育所	フルタイム 会計年度 任用職員	保育士 3人	7:30～19:00の間の7時間45分 …週5日・土曜日有・5か月雇用 ※月給166,700円	保育士または幼・小・養護い ずれかの教諭資格を有する者。
各放課後児童館 醸芳幼稚園預かり保育室	パートタイム 会計年度 任用職員	代替支援員（職員が休む時にその代わり）に仕事をしてもらう —	【平日】13:30～19:00の間の 3～5.5時間程度 【長期休業期間中（夏休みなど）】 7:30～19:00の間の5時間程度 …土曜日有 （勤務時間帯・勤務時間数・場所変 則） ※資格有 時給1,024円 資格無 時給 945円 ※指定する日に勤務可能な場合、 依頼する（登録制）。	健康で児童の保育に意欲のある者。なお、社会福祉士・保育士、幼・小・中・高いいずれかの教諭資格を有する者または放課後児童支援員認定資格を有する者であればなお可。 

■提出書類および申し込み受付 ★随時受付します

下記書類を、こども教育課（役場2階西側教育委員会）へ提出してください。（郵送でも可）

- ①指定の履歴書（こども教育課で配布する他、ホームページからダウンロードできます。）
- ②資格を証する書類（免許状や保育士証などのコピー）

■試験方法

【保育士】一次：書類審査、二次：口述試験（個別面接）

【代替支援員】一次：書類審査

■一次試験の合否発表、二次試験の日時など

後日、本人宛てに通知します。

■採用について

- (1) 採用決定者は、令和2年10月1日以降から雇用
- (2) 給料は、行政職給料表に基づき支給します。
- (3) 一定の要件を満たす場合、通勤手当、超過勤務手当、期末手当などを支給します。
- (4) 保育士：健康保険・厚生年金保険・雇用保険に加入します。

◎保育業務を参観したい場合は、下記へ連絡ください。

■郵送先・問い合わせ 〒969-1692

桑折町字東大隅18番地 桑折町教育委員会内
こども教育課 幼児教育係 電話・FAX 582-2403

再エネシステム設備など 設置費補助制度

自然資源をエネルギー源とした、再生可能エネルギーはCO₂削減にも有効です。町では次の設備を導入する方へ費用の一部を補助しています。

■補助概要

- ・住宅用太陽光発電システム
…1kw あたり3万円、最大4kw（上限12万円）
- ・定置用リチウムイオン蓄電池システム
…1kwh あたり2万円、最大5kwh（上限10万円）
- ・バイオマス燃料ストーブ設備
…設置本体および当該設備の設置に要する経費の総額に5分の1を乗じて得た額（上限5万円）

■受け付けについて

※申請は先着順で、予算を超えた時点で受け付けを終了します。

※県にも同様の制度があり、併用可能です。

※詳しくは、町ホームページか直接担当までお問い合わせください。

固生活環境課 エネルギー環境対策係
☎ 582-2123

コロナ対策緊急雇用 (会計年度任用職員)

新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的な影響を受けている町内在住者を対象に、会計年度任用職員を募集します。

■業務内容 町道等管理業務（除草作業など）

■募集人数 3人（要普通自動車免許）

■任用期間 令和2年10月～11月

■報酬など

時給945円（通勤手当・社会保険加入あり）

■申し込み 随時受け付けています。履歴書を下記まで提出してください。

固地域整備課 ☎ 582-2127

◎定員に達するまで、随時受け付けています。
詳しい内容については、担当までお問い合わせください。



アルコール家族教室

アルコールに関する問題を抱える家族を対象に、アルコール依存症の対応方法を学び、同じ悩みを持つ家族同士で心配事を話し合います。

※初めて参加する人は、事前に個別面談を行いますので、早めにご連絡ください。

■日時・内容

実施日	時 間	内 容
令和2年 11月19日	13:30 ～ 15:30	CRAFT（クラフト）学習ミーティング
令和2年 12月17日	※初めての参加者は、初回のみ 13:15までお越しください。	
令和3年 1月21日		家族会（分かち合い）
令和3年 3月18日		CRAFT（クラフト）学習ミーティング

■対象 アルコール関連の問題を抱えている家族

■場所 県北保健福祉事務所 4階 中会議室
（福島市御山町8-30）

※駐車場に限りがあるので、なるべく公共機関をご利用ください。

■参加方法 電話で下記まで申し込んでください。

固県北保健福祉事務所 障がい者支援チーム
☎ 534-4300

「特定B型肝炎ウイルス 感染者給付金等の支給に 関する特別措置法」 に関する出張相談会

【弁護士によるB型肝炎特別措置法相談会】

■日時 11月7日 土 13:30～16:00
（受付15:00まで）

■場所 コラッセふくしま 302 A・B会議室

■内容 集団予防接種でB型肝炎になった人とその家族を対象とした弁護士による相談会

◎相談無料、予約優先、当日会場での申し込み可、個人情報厳守

【弁護士によるB型肝炎特措法電話相談会】

■日時 11月7日 土 10:00～12:00

■場所 全国B型肝炎訴訟新潟事務所（新潟市）

■内容 B型肝炎特別措置法に基づく給付金支給手続きに関する相談

◎相談料無料（通話料はかかります）

■相談・予約先・問い合わせ

全国B型肝炎訴訟事務所

☎ 025-223-1130



新型コロナウイルス感染症対策だより

町長メッセージ

町民の皆さま、事業者の皆さまへ

感染者数は全国的に減少しているものの、県内においては9月の感染者が92名と1か月として最多となっております、依然として厳しい状況にあります。

さて、本町においては、現在のところ感染者は確認されていませんが、県内での感染状況をみまると、感染のリスクが身近に感じられるようになり、今後、イベント開催制限の緩和や旅行などの県内外との往来がより活発になってくることから、感染拡大が懸念されます。このような中、町民一人一人が、危機意識を常に持っていただき、引き続き「新しい生活様式」の徹底と継続をお願いします。**特に、10月1日からGoToトラベルに東京都発着の旅行が追加拡大されるなど、広域的な人の往来がさらに増えてまいります。**このため、県内外との往来については、感染リスクが相対的に高い首都圏などの地域に移動する場合には改めてその必要性を慎重に判断いただき、移動先では、大人数での会食や宴会は控えるなどの対策の徹底をお願いします。また、そのような地域から移動して来た家族など一

緒に過ごす場合には、屋内でもマスクの着用や換気などの対策をしっかり行っていただきますようお願いいたします。

また、事業主の皆さまには、ガイドラインの確認と対策の徹底について引き続きご協力をお願いします。**今後、県内外からの来町者の増加が見込まれます**ので、特に飲食業については、県がガイドラインに基づく感染症防止対策を実施している飲食店などに対し「感染症防止対策取組ステッカー」を配布する事業も開始されましたので、さらなる対策の徹底をお願いします。

最後に、本町としましては、新型コロナウイルス感染症対策と地域経済の活性化を同時並行して実施していかなければならない極めて難しい状況の中ですが、県をはじめ関係機関と連携を図り、町政運営をしっかりと進めてまいりますので、皆さまにおいては、ご自身と大切な人の健康と命を守るため、町の対応方針「COVID-19 アクションポリシー」に基づき、引き続き感染対策の徹底をお願いします。令和2年10月7日

桑折町長 高橋 宣博

町の対応方針「COVID-19 アクションポリシー」 ～ 感染予防も社会経済活動も積極的に ～

9月18日改正
9月19日～

■感染拡大防止に向けた重点的な取り組み

県内の新規感染者の多くは、県外との往来による感染や、その濃厚接触者の可能性が高いことから、次の点に特に注意すること。

<感染が拡大している地域に移動する場合>

- ・移動の必要性を慎重に判断すること。
- ・3密や大声を出す場面、会食や宴会などの感染の広がりが見られるような場所への訪問は控えること。
- ・接触確認アプリの活用や移動後2週間の行動歴の記録など、感染拡大のリスクを最小限にするための取り組みを行うこと（家族が帰省する場合などを含む）

<日々の暮らしの感染対策>

- ・感染が拡大している地域から帰省・移動した家族や友人、最近こうした地域を訪問した人と一緒に過ごす場合は、屋内（家庭）などでもマスクの着用や換気などの対策に注意すること。
- ・感染が拡大している地域に移動した、あるいは、こうした地域から家族が帰省した後に、発熱などの症状があるなど体調が悪い場合は、速やかに「帰国者・接触者相談センター」へ相談すること。

①「新しい生活様式」の定着などによる感染対策の徹底

- ・「3つの密」（密閉・密集・密接）を徹底的に回避すること。
- ・感染防止対策（手指消毒、熱中症予防など状況に応じたマスク着用、大声を避ける、十分な換気、人と人との距離の確保など）を徹底する。
- ・「接触確認アプリ COCOA」を活用すること。
- ・発熱または風邪の症状がある場合は、無理せず自宅で療養すること。
- ・体調に異常を感じたときは「帰国者・接触者相談センター」に相談すること。

②施設などに対する協力依頼

- ・クラスターの発生を未然に防止するため、全ての事業者や業界団体において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）」に基づく対策の確認と徹底をすること。
- ・接触確認アプリの利用を従業員や利用者に促すこと。
- ・「新型コロナウイルス感染防止対策取組ステッカー」や県のホームページで作成することができる「新しい生活様式の実践ポスター」を活用すること。
- ・県はクラスターなどが発生し感染経路の追跡が困難な場合には、必要により感染法に基づき店舗などの名称を公表することもあります。

③イベントなどの対応について

- ・イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置が「業種別ガイドライン」により担保され、かつ感染防止の取り組みが公表されている場合には、収容率および人数上限を緩和する。

時期	コンサートなど	展示会など	お祭り・野外フェスなど	
			全国・広域的	地域の行事
11月30日まで	○ 【収容率】 大声での歓声・声援などないこと前提の場合100%以内。大声での歓声・声援が想定されるもの50%以内。【人数上限】 収容人数10,000人以下の施設：5,000人、収容人数10,000人超の施設：収容人数の50%	○	含め引き続き、中止を	○ ※全国・広域的な人の移動が見込まれない行事で、参加者がおおよそ把握できるものは6月19日以降人数制限が撤廃されていることに留意を。